

2010年(平成22年)7月27日 火曜日

Q 建材店をしています。商品を納品している取引先の経営が危ないと聞きました。もし破産した場合に売掛金を回収する方法はありますか。

## 取引先が破産：売掛金は？



破産した場合に売掛 方法です。

A 取引先が破産した場合は、原則として①相殺による回収②担保権実行による回収ーが考えられます。①の相殺は、あなたの取引先が破産した場合は、原則として①相殺による回収②担保権実行による回収ーが考えられます。①の相殺は、あなたが納品された商品を競売して優れた商品を得て支払時期を売掛金を回収する方法です。

## 担保権実行などで回収

管されていなければなりません。既に第三者に売却されている場合には、物上代位によつて同売却代金を差し押さえる方法となります。

(2)の譲渡担保権は、物弁済を受ける等という方法もあります。

取引先が所有する動産から優先弁済を受ける権利です。倉庫内に保管されている一定種類の動産など流動性のある集合動産にも設定可能です。

(3)の所有権留保は、代金完済まで売り主が所有権を留保する特約です。支払いがなされ

ます。

（弁護士 松田健太郎）